

市第5号議案

横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター	横浜市金沢区
---------------	--------

別表第1 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター	ギャラリー、音楽多目的室、創作室、創作スペース、練習室、楽屋	情報コーナー
---------------	--------------------------------	--------

別表第2 横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市金沢区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市金沢区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
---------------------------	--

別表第3 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市 金沢区 民文化 センター	ギャラリー	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	3,200	
		入場料等を徴収 する場合	同	4,900	
	音楽多目的室	入場料等を徴収 しない場合	同	20,500	24,000
		入場料等を徴収 する場合	同	34,500	40,500
	創作室	同	5,700	6,400	
	創作スペース	同	2,600	2,900	
	練習室	同	3,500		
	楽屋	同	2,100		
	附帯設備	1式又は1台 、1日につき	8,000		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市金沢区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市金沢区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市区民文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
<u>横浜市金沢区民文化センター</u>	<u>横浜市金沢区</u>
(省 略)	

別表第1（第4条）

	ア	イ
(省 略)		
横浜市磯子区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
<u>横浜市金沢区民文化センター</u>	<u>ギャラリー、音楽多目的室、創作室</u> <u>、創作スペース、練習室、楽屋</u>	<u>情報コーナー</u>
(省 略)		

別表第2（第6条第5項、第8条、第19条第1項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市磯子区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

市第5号

<p>横浜市金沢区民文化センター指定 管理者選定評価委員会</p>	<p>横浜市金沢区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務</p>
<p>(省 略)</p>	

別表第3 (第14条第2項)

種 別		単 位	利 用 料 金		
			平 日	日曜日、土曜日及び休日	
(省 略)					
横浜市磯子区民文化センター	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	40,500	47,000
		入場料等を徴収する場合	同	67,500	79,500
	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	同	3,100	
		入場料等を徴収する場合	同	4,800	
	リ ハ ー サ ル 室	同	13,500	16,000	
	練 習 室	同	3,500		
	会 議 室	同	2,500		
	楽 屋	同	3,300		
	附 帯 設 備	1式又は1台、1日につき	8,000		
横 浜 市	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	1日につき	3,200	
		入場料等を徴収する場合	同	4,900	

金 沢 区 民 文 化 セ ン タ ー	音楽多目的室	入場料等を徴収 しない場合	同	20,500	24,000
		入場料等を徴収 する場合	同	34,500	40,500
	創作室		同	5,700	6,400
	創作スペース		同	2,600	2,900
	練習室		同		3,500
	楽屋		同		2,100
附帯設備		1式又は1台 、1日につき			8,000
(省 略)					

(備考省略)

